

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
(前 略)		(同 左)	
別表第1 (第2条関係) (略)		別表第1 (第2条関係) (同 左)	
別表第2 (第3条第2項関係)		別表第2 (第3条第2項関係)	
事項	決裁者	事項	決裁者
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第7条及び第7条の3第9号に定める事項	男女共同参画・国際・渉外(基金・同窓会)担当の理事	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第7条及び第7条の3第9号に定める事項	男女共同参画・国際・渉外(基金・同窓会)担当の理事
分掌規程第8条(第2号から第4号まで及び第10号に限る。)及び第28条に定める事項		分掌規程第8条(第2号から第4号まで及び第10号に限る。)及び第28条に定める事項	企画・調整・附属病院担当の理事
分掌規程第7条の2第7号、第26条第4号及び第29条(第5号を除く。)に定める事項並びにライフサイエンス研究規範の管理及び安全保障輸出管理に関する事項	研究倫理・研究公正・研究規範担当の理事	分掌規程第7条の2第7号、第26条第4号及び第29条(第5号を除く。)に定める事項並びにライフサイエンス研究規範の管理及び安全保障輸出管理に関する事項	研究倫理・研究公正・研究規範・経済安全保障担当の理事
分掌規程第2条(第9号を除く。)、第2条の2、第3条(第1号を除く。)、第7条の2(第5号から第7号までを除く。)、第7条の3(第6号及び第9号を除く。)、及び第29条の2第3号に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	総務・労務・人事・危機管理担当の理事	分掌規程第2条(第9号を除く。)、第2条の2、第3条(第1号を除く。)、第7条の2(第5号から第7号までを除く。)、第7条の3(第6号及び第9号を除く。)、及び第29条の2第3号に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	総務・労務・人事・危機管理担当の理事
(略)		(同 左)	
分掌規程第27条に定める事項		分掌規程第27条に定める事項	産官学連携担当の理事
分掌規程第4条(第1号を除く。) 及び第7条の3第6号に定める事項	広報・地域貢献・社会発信担当の理事	分掌規程第4条(第1号を除く。) に定める事項	広報担当の理事
分掌規程第11条、第12条及び第23条(第2号を除く。)に定める事項	教育・情報・図書館担当の理事	分掌規程第11条及び第12条に定める事項	情報基盤・図書館担当の理事
分掌規程第21条から第23条までに定める事項	教育・学生担当の理事	分掌規程第21条から第23条までに定める事項	教育・学生担当の理事
分掌規程第13条から第15条まで、第16条(第2号を除く。)、第18条から第20条まで、第25条及び第27条に定める事項	財務・入試・産官学連携・施設担当の理事	分掌規程第13条から第15条まで、第16条(第2号を除く。)、第17条から第20条まで及び第25条に定める事項	財務・入試・施設・環境担当の理事
分掌規程第8条(第2号から第4号まで及び第10号に限る。)、第17条、第21条、第22条、第23条第2号及び第28条に定める事項	戦略調整・企画・学生・環境安全保健担当の理事又は将来計画・学生国際交流・厚生補導担当の副学長		
(略)		(同 左)	
分掌規程第26条第3号及び第29条の2(第3号を除く。)に定める事項	研究倫理・研究公正・研究規範担当の理事又は財務・入	分掌規程第26条第3号及び第29条の2(第3号を除く。)に定める事項	研究倫理・研究公正・研究規範・経済安全保障担当の理事

改正前		改正後	
	試・産官学連携・施設担当の理事		又は財務・入試・施設・環境担当の理事
分掌規程第4条第1号に定める事項	総務・労務・人事・危機管理担当の理事 又は広報・地域貢献・社会発信担当の理事	分掌規程第4条第1号及び第7条の3第6号に定める事項	総務・労務・人事・危機管理担当の理事 又は広報担当の理事
分掌規程第16条第2号に定める事項	総務・労務・人事・危機管理担当の理事 又は財務・入試・産官学連携・施設担当の理事	分掌規程第16条第2号に定める事項	総務・労務・人事・危機管理担当の理事 又は財務・入試・施設・環境担当の理事
(略)		(同 左)	
分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・図書館担当の理事又は戦略調整・企画・学生・環境安全保健担当の理事	分掌規程第8条第1号に定める事項	企画・調整・附属病院担当の理事又は教育・学生担当の理事
別表第3（第4条関係）（略）		別表第3（第4条関係）（同 左） 附 則（令和4年10月総長裁定） この規程は、令和4年10月17日から施行し、令和4年10月1日から適用する。	